

土木建築部における電子契約取扱いに係るQ&A（受注者）

No	分類	質問	回答
1	契約予定工事通知 (契約予定日)	契約（予定）日の記載はされないのか？	契約予定日は記載します。
2	契約予定工事通知 (データ提出)	契約書データ等の提出期限はおおよそどれくらいを考えているか？	契約書データの提出は概ね5営業日後を目安と考えています。 緊急に着手を要するものなど案件によって異なる場合がありますので通知メールをご確認いただきますようお願いいたします。
3	契約予定工事通知 (データ提出)	電子契約意向確認書の提出時に「電子契約システムに登録されているメールアドレスを利用する。」にチェックを入れて提出した場合に、落札後の契約書及び保証関係の提出等を別のメールアドレスでやり取りすることは可能か？	可能ですが、発注者から送付する契約予定工事（業務）通知の送付先は送信確認の意味を兼ねて、電子契約意向確認書でご指定いただいたメールアドレス宛に送付させていただきます。 契約書データ等のやり取りを別のメールアドレスとされる場合は、電子契約意向確認書でご指定いただいたメールアドレスに届いた内容を、契約書データ等のやり取りに利用されるメールアドレスに転送の上で発注者とのやり取りをお願いします。 なお、電子契約意向確認書に記載してもらったメールアドレスについては、必ず受注者自社のものである必要があるのご留意ください。
4	契約予定工事通知 (データ提出)	契約書（頭書）のみ先にメール提出し、その他契約締結に伴い必要となるものは別メールで提出することは可能なのか？その際は、全てのメール提出が終わるまで、電子契約システムに契約書がアップされないのか？	メール送信は契約書部分と関係書類とで分割して送付していただくことは可能です。契約書部分だけを送付する場合は特約条項や保証なども添付してください。（約款部分は送付不要です。）  契約の締結と工程表等の提出は別のものとなりますので契約書関係のデータが揃った段階で電子契約の手続きを進めることとなります。  電子契約の場合は契約手続（双方の署名）が完了した段階で契約日及び工期（期間）が確定します。 ※双方の署名（承認）がされた段階でタイムスタンプが付与され手続完了のメールが送信されます。  現場代理人主任技術者選任届（管理技術者専任通知書）、工程表（業務計画書）及び請負代金内訳書等に係るデータ提出は契約手続完了後に契約約款の定めに基づき送信をお願いします。
5	契約予定工事通知 (データ提出)	契約書等のデータ提出は契約予定工事通知メールに返信する際にファイルを添付する形で（タイトルは変えない）ということであったが、本文については変更して差し支えないのか？（送り状のような文面に変更しても差し支えないか？）	返信時に連絡事項を記載していただくのは支障ありません。 返信を受領したメールに係る案件名把握のため、発注者から送付したメールの本文は残していただきますようお願いいたします。
6	契約予定工事通知 (データ提出)	落札者となった場合は、契約書（頭書）、管理技術者及び照査技術者選任通知書、業務計画書を発注者へメールすることとなるが、添付するZIPファイルの容量はいくらまで可能か。 また、管理技術者の手持ち業務を証明する資料（テクリス等）も添付ファイルに含めてよいか？	容量は1ファイルあたり10MBまでとなります。 管理技術者の手持ち業務を証明する資料も添付可能です。  電子契約の場合は契約手続（双方の署名）が完了した段階で契約日及び工期（期間）が確定します。 ※双方の署名（承認）がされた段階でタイムスタンプが付与され手続完了のメールが送信されます。  現場代理人主任技術者選任届（管理技術者専任通知書）、工程表（業務計画書）及び請負代金内訳書等に係るデータ提出は契約手続完了後に契約約款の定めに基づき送信をお願いします。
7	契約予定工事通知 (データ提出)	建退共の確認書類について、現行は掛金収納書(複写式)を提出様式に貼り付け等の対応で提出させているが、電子契約はデータ提出のみで足りるという整理か？	建退共の掛金領収書は電子版のものについてはPDFで可。 書面による掛金収納書については従来どおり書面での提出となります。 ※先行でPDFデータの提出は可としますが、別途原本が必要となります。
8	契約予定工事通知 (データ提出) 契約日の考え方	契約日は、契約書データ等提出期限後の日付になるのか？ 契約書データ等の提出期限は、管理技術者及び照査技術者選任通知書の作成、それに必要な資料を準備する期間を確保できるように配慮されたい。	電子契約の場合の契約予定日は契約書データ提出期限以降の日付となりますが、期限内に提出していただいたものについては契約日が予定日より前となる場合もあります。  電子契約の場合は契約手続（双方の署名）が完了した段階で契約日及び工期（期間）が確定します。 ※双方の署名（承認）がされた段階でタイムスタンプが付与され手続完了のメールが送信されます。  現場代理人主任技術者選任届（管理技術者専任通知書）、工程表（業務計画書）及び請負代金内訳書等に係るデータ提出は契約手続完了後に契約約款の定めに基づき送信をお願いします。

No	分類	質問	回答
9	署名（承認）について	説明資料に「契約書に記載された契約日が署名(承認)日となります」とあるが、受注者は電子契約システムで <b>契約予定日</b> に署名(承認)しなければならないということなのか？それとも <b>契約予定日までに</b> 署名(承認)しなければならないということなのか？	電子契約の場合の契約日は双方の署名（承認）がされた日となります。 ※電子契約用の頭書には契約日の記載欄がありません。 ※双方の署名（承認）がされた段階でタイムスタンプが付与されます。 署名は <b>契約予定日までに</b> 署名（承認）を行っていただきますようお願いいたします。間に合わない場合は発注機関にご相談ください。
10	契約日の考え方	今まではFAXに契約（予定）日が記載されており、管理技術者専任通知書や業務計画書に契約日を記入し、作成及び提出していたが、電子契約を希望した場合は、発注機関が契約書をアップするまでわからないのか？	電子契約の場合の契約日は双方の署名（承認）がされた日となります。 ※電子契約用の頭書には契約日の記載欄がありません。 ※双方の署名（承認）がされた段階でタイムスタンプが付与され手続完了のメールが送信されます。 ※契約書（頭書）提出時の内容は契約予定工事（業務）通知のとおり作成をお願いします。  契約手続（双方の署名）が完了した段階で契約日及び工期（期間）が確定するので、現場代理人主任技術者選任届（管理技術者専任通知書）、工程表（業務計画書）及び請負代金内訳書等に係るデータ提出は契約手続完了後に契約約款の定めに基づき送信をお願いします。
11	契約予定工事通知（変更契約）	変更契約手続きの際にも、当初契約時と同じく契約予定工事（業務）通知がメールで届くのか？	電子契約の場合は変更契約についても契約予定工事（業務）通知をメールで送付することを基本とします。
12	請求書等の提出	前金請求等の提出にあたってファイル名やZipフォルダ作成の指示事項はあるのか？	ファイルの名称等は以下のとおりとさせていただきますようご協力をお願いします。 ①送付ファイル数が1案件につき1ファイルの場合 （例：前払金請求書のみを提出する場合） ファイルの名称は（前金請求）＋案件名 [例] （前金請求）一般県道〇〇線道路改良工事第1工区 ②1案件で複数ファイルを送付する場合（例：完成書類提出時） ア 各ファイルの名称は請負代金請求書、工事完成通知書などと様式名称のとおりする。 イ 1案件ごとにZipファイルに取りまとめる。 [作成例] Zipファイル名：一般県道〇〇線道路改良工事第1工区 ファイル内①：工事完成通知書 ファイル内②：工事引渡書 ファイル内③：請負代金請求書
13	請求書等の提出	請求書及び完成書類(完成通知及び引渡書)の提出方法についてメールでの提出を可能とするとの事であるが、提出先は各発注機関でよいのか？	お見込みのとおりです。 なお、提出先のメールアドレスについては完成書類提出のご案内の際に記載することとしております。
14	電子契約システム利用方法	電子契約システムの利用説明書は、後日山口県のホームページに掲載されるのか？	掲載される予定です。
15	電子契約システム利用方法	電子契約システムを利用するにあたって事業者としての利用登録は必要なのか？	必要ありません。

●2022/12/13 追加分

No	分類	質問	回答
16	電子契約システムにアップロードするデータについて	約款は電子契約サービスにアップロードされた契約書に含まれる（ダウンロードする）と考えて良いか	約款は発注者でアップロードしますのでアップロードされる契約書に含まれます。
17	電子契約システムにアップロードするデータについて	アップロードされた契約書の記載内容に誤りがあった場合はどうすればよいか	双方の署名（承認）後である場合は変更契約等に対応させていただきます。また、双方の署名（承認）前であれば必要に応じて契約書データの修正を行います。
18	契約予定工事通知（データ提出）	メールにファイル添付するのではなく、メール本文にその旨を記載した上で、受注者がデータ便等で提出したものを発注者が受け取ることは可能か？	セキュリティの都合上、発注者側ではデータ便を受領することはできません。
19	契約予定工事通知（データ提出）	メールタイトルを変更せずに、とのことであるが「Re:」はついても良いか？	「Re:」等のシステム上の記載が付記されることは問題ありません。
20	契約予定工事通知（データ提出）	契約予定工事（業務）通知送信メールには、電子契約締結に必要な契約書データ等の名称は記載されないのか？	当該メールに添付されている契約予定工事（業務）通知には記載されていますのでご参照ください。
21	電子データの保存について	電子契約のデータの保存に係る順守事項について、電子帳簿保存法の定め以外に何かあるのか。	建設業法第40条の3「帳簿の備え付け等」に係る規定がありますのでご注意ください。 ※その他、業務に係る関係法がある場合は別途ご確認いただきますようお願いいたします。
22	契約日等の考え方	電子契約の場合、手続き完了後に契約日および工期が確定するとあるが、予定通りの日付でなかった場合の契約保証に記載されている日付について、調整など別の手続きを発生することはあるのか。	発注機関にご相談いただけますようお願いいたします。
23	その他	契約前の受注者の社内の決裁方法について、受注者側に規制はあるか。	受注者側の決裁に係る規制はありません。
24	その他	契約予定工事通知から契約手続き完了までの間に、何らかの事情で、手続きが進まない場合、手続き期間の延長、または紙契約に切り替えることはできるかか。（担当者、決裁者やその代理人の不在による遅延。電気や通信の障害など）	機器のトラブルで電子契約対応ができなくなった場合は書面による契約に変更することは可能です。（印紙税が必要となりますのでご注意ください。） その場合は発注機関にご相談いただけますようお願いいたします。 なお、電子契約意向確認書提出の時点で、書面による契約を希望された場合は途中で電子契約に変更することはできません。  受注者における決裁者不在の場合などは発注機関にご相談ください。